

共同使用契約書

株式会社●●自動車

(以下甲という)は、

株式会社■■自動車

(以下乙という)と

の間に検査用機器の賃貸借について、下記事項により共同使用の契約を締結する。

1. 検査施設の名称及び位置

施設	名称	株式会社●●自動車
	所在地	福島市吉倉字吉田5番地

2. 共同使用検査用機器名

名称	メーカー、型式、能力	型式認定(試験)番号	数量
サイドスリップ・テスト			
ブレーキ・テスト			
前照灯試験機			
音量計(騒音計)	借りるテスターのみ記入		
速度計試験機			
一酸化炭素測定器			
炭化水素測定器			
黒煙測定器			
オパシメータ			

※ 甲の検査場に設置されている検査用機器のうち上表に「型式、能力、型式認定番号」の記入があるものについて、乙から申し入れがある場合は、支障がないかぎりこれを使用させる。

3. 使用条件及び使用方法

乙が甲の検査用機器を使用するのは、甲の営業時間内のみとし、事前に連絡し承認を得たのち、甲の担当者立会いのもとに使用し他の用途に使用してはならない。

また、第三者に使用させないこととし、乙の責任により機器、その他のものを破損等させた場合には、修繕費用その他一部の費用を乙が負担する。

4. 使用料金及びその支払方法

検査用機器の使用料金は次の通りとし、その支払方法は毎月末締切の月末払いとする。

- (1) 大型自動車 一台につき 円
- (2) 小型自動車 一台につき 円
- (3) 軽自動車 一台につき 円

5. 契約期間及び更新方法

契約期間は1ヶ年とし、契約期間満了3ヶ月前に甲乙双方において契約の更改について、申し入れがない場合にこれを延長する。

また、以後の契約についても双方からの契約解除等の申し入れがない場合はこの例による。

その他本契約について、疑義を生じた場合には双方から協議の上決定するものとする。

上記契約を証するため、本証書二通を作成し、甲乙それぞれ保管するものとする。

契約年月日を記入
令和 年 月 日

住 所 福島市吉倉字吉田5番地
貸主(甲)氏名 株式会社●●自動車
代表者 代表取締役 (印)

住 所 福島市吉倉字前田2-1
借主(乙)氏名 株式会社■■自動車
代表者 代表取締役 (印)